

例月出納検査における指摘事項及び改善状況（2月分）

課名	指摘事項	担当課	監査委員の意見
福祉事務所	医療移送費の支払いにおいて、保護受給者宛てのコピーされた領収証が添付されているが、支払事務においては原本添付が原則である。本人が原本を必要とする場合には、コピーの領収証に原本と相違ないことを確認したことを記載したうえでの支払いを徹底されたい。	医療移送費及び紙おむつ代支給の申請の際には、領収書またはレシート等の挙証資料の提出をさせ、原本の返却を求められた場合はコピーを取ることとしています。現在はコピーを取る際に、コピーに「原本と相違ないことを確認した」旨を記載することとしています。	証拠書類は、原本が原則であり、そうでない場合は、「相違ない」旨の確認を徹底する等、会計の基本を周知されたい。
環境課	住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書について、要綱に基づいた様式で提出されているものの、担当課で修正したもので補助金交付を行っている。 本来であれば、要綱に基づいた事務処理をすべきであると思料されるが、修正しなければならない要綱様式であれば、適切な要綱改正を行うなど適正な事務処理に早急に改善すること。	様式の一部に修正の必要がありましたので、要綱の様式の改正を令和8年3月25日告示、同日施行し、適正な事務処理に改善しています。	補助金事務は、要綱に則って行われることが基本であり、変更の必要があるのであれば、あらかじめ要綱改正の手続きを踏むよう徹底されたい。
生涯学習課	物部川河川敷公衆用便所については、南国市が河川敷運動広場に遊具を設置したことから、利用者の利便性を目的に平成14年に設置されたが、その後遊具も撤去され現在は施設管理のみを行っている。 このように、施設の設置は市であるが、設置場所は香南市であることから浄化槽清掃業者は香南市での許可を得た業者となっていることも含め、施設については運動広場利用者の利便性を図るためという初期目的はすでに達成・終了されていると思われる。 設置時から状況が変化していることを踏まえて、敢えて南国市の公金を使って、他市が決定した市外業者に委託してまで行政区域外にある施設の維持管理を継続する必要があるかという疑義がある。 従って、南国市の公金の適正管理・施設の必要性の観点からも、再度の検討が必要だと思料される。	当該施設については、浄化槽清掃費用以外にも修繕を市内業者に、清掃を地元住民に委託して管理を行っています。また、敷地内における不法投棄や施設の頻繁な故障により担当課としても管理において苦慮しています。 今後、速やかに施設の在り方について協議を行い、必要な対応を行います。	当初目的の終了した施設、事業については、常にその必要性、継続の是非について、検討するよう努められたい。